慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(二)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (2)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.8 (1971. 8) ,p.72- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710815-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（二）

手塚豊

一　はしがき
二　各不敬罪事件
○森田馬太郎事件　○阪崎賦事件　○大庭成章事件……以上前号
○下山田正道事件　○横田永次事件　○前島専平事件　以上本号

○下山田正道事件

明治十五年四月一日、岡山日日新聞所載の雑録「猛獣ノ話」（浅口郡木訥生寄書）の内容が、不敬にわたり且つ政府を変壊する論とみなされ、同新聞の編集人下山田正道が不敬罪と新聞紙条例違反に問われた事件である。同時に、同年三月二十九日、岡山毎日新聞所載の雑録「官費ノ脱走」（津山多礼太郎投書）が、参議伊藤博文の職務を侮辱したものとし、下山田は官吏侮辱罪にも問われたのである。

岡山日日新聞は、岡山毎日新聞の「身代り新聞」であるから、[1] 下山田が両者の編集人を兼ねていたものと思われる。[2] 問題になつた両新聞共に、私の知る限りにおいて、現在はどこにも所蔵されていないので、それら投書の内容も、後掲判決書の中に引用されている断片以外にはわからない。

明治十五年四月十一日、岡山軽罪裁判所において、この事件の判決言渡があつた。裁判長は判事補嶋田栄次郎、立会検察官は検事友野信平である。事件発生の後ちわずか十日後のことである。この期間の余りにも短いこと並に後掲判決書の中に「予審云々」の記載がみえていない点から推察すると、検事は、事件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる。[3]（治罪法第二〇九条）。

この事件は、明治十五年刑法施行後、新聞記事による最初の不敬罪事件であつたこととて、一部の新聞にはかなりの反響を及ぼしたようである。裁判の後ち、地元の山陽新聞が、四月十三日の紙上に判決の全文を掲載したのは当然としても、静岡の函右日報のごときは四月二十五日の紙上に判決書を載せたるのみならず、同月二十七日の社説「岡山県警察官ノ挙動ニ疑アリ」[4] の中で、この下山田事件

に言及し、

実ニ吾人日本国民タルモノノ言フニ忍ビザル所ノモノヲ、新聞紙上ニ登録シテ之ヲ世ニ公ニシ、刑法第百十七条ニ依リテ罰セラレタルナリ。抑モ吾人日本国民タルモノ誰カ此ノ般ノ罪ヲ犯ス可ンヤ、固ヨリ法律ハ何レノ条ニ限ラズ、吾人ハ之レヲ遵奉シテ以テ犯ス可キ者ナラネトモ、殊ニ皇室ニ関スルノ罪ハ犯サント欲スルモ吾人国民タルモノノ犯スモノニアラザルナリ。然ルニ此ノ罪ヲ犯シタルハ吾人ノ実ニ慨嘆ニ堪ヘザル所ナリ。

と述べており、また同日の「讃録」の中でも、この事件を採りあげて、

岡山日日新聞記者の如き大罪人を現はすに至りしは実に不届千万……余輩同胞が民権自由を首張するは、我が至尊をして万国に比類なき宏図を開かせ給はん事を熱望すればなり……世間の民権自由者が追々増長して東西に此の如き不届者輩出せば……寧ろ死生を以て是等偽民権家と戦かはんとす。……第百十七条は筆之を記すべからず、口之を言ふ可らず、否方寸の内亦之を蓄ふ可らざる者なり。憤悶の情に堪ず、不届千万の説を作る。

と主張した。改進党系を標榜する同紙[5]としては、当然の批判であったといえよう。

その他の新聞では、とくに社説にまでそれを論じたものは、みいだしえないが、事件そのものは、各地の新聞が報道している。例えば、次の四月二十日、郵便報知新聞がそれである[6]。

岡山日日新聞編集長下山田正道は、去月二十九日刊行の雑報欄内へ官費の脱走と題し、又本月一日刊行の同欄内へ猛獣の話と題して掲げたる二篇[7]は、伊藤参議洋行の職務に対して侮辱し及び天皇陛下に対し不敬を加へたるものなりとの検察官の公訴に依り、岡山裁判所にて審問の末、去る十一日、刑法第百十七条に拠り重禁錮一年に処し、罰金二百円を附加する旨申渡されたり。

この記事の量刑には、「監視十ヶ月」がぬけている。

さて、このような事件を生んだ問題の新聞記事を、判決書から拾ってみると、先ず不敬罪と認定された個所は、次の通りである（後掲第一審判決書参照）。

或ル山奥ニ一頭ノ猛獣棲ミ居ケリ。比ノ獣ハ其力ノ猛ケク荒キ事、山中ニ冠タリ。故ニ一山ノ獣王タルコト殆ンド二千五百有余年ニシテ、其子孫連綿トシテ百廿余代迄モ伝ハレリトカヤ……辛抱強キ細獣モ最早耐ヘ兼テ……各其志ヲ合セ力ヲ全フシテ此獣制（まま）府ニ抗敵セントス、其数三千五百人云々。

この記事は、天皇を諷刺したものと判断され、不敬罪に該るとされたが、それのみならず、他方「政府ヲ変壊セントスル論」を紙上に掲げたものとし、新聞紙条例第一三条違反[8]ともみなされたものである（後掲第一審判決書参照）。また、伊藤参議の職務を侮辱したとみなされた点は、次の記事である。

今玆ニ一疋ノ官費ヲ以テ脱走シタル妖物アリ……兼テ此妖物ハ利口ナル奴原ニテ、随分内ニ居テハ言フコトモ通ル……奴原ナレバ、人々ハ此奴ハ早ク打倒セ、殴キ殺セト言フ程ナリシガ、自分ニモ些トハ怖シクナリシモノト見ヘ、此頃大数ノ旅費ヲ奪タノカ

与ヘラレタカ…　金貨六百十四円、銀貨カ千二百五十一円、洋銀二千三百九弗、此レガ遁ケ出シタ親玉ノ旅費ニシテ、其友廻（ママ）リノ脱走入用ハ金貨二千三百二六円五十銭、銀貨四万五千九百三十一円五十銭、洋銀壱万千七百八十一弗ナリト。ナント驚クベキ大惣ノ員数ナラズヤ云々。

ここにでている金額が、先きに岡山毎日新聞第六八号[9]が報道した伊藤参議の渡欧費用のそれとわずか「拾銭」の差があったにすぎないので、この記事は伊藤参議の外遊を侮辱したものとみなされたのである（後掲第一審判決書参照）。

下山田は「其官費ノ脱走云々ハ之レ全ク伊藤参議ノ職ニ対シ侮辱シタル者ニ非ス。只、津山多礼太郎ノ投書ニ因」ったものにすぎず。また「猛獣ノ話云々ハ浅口郡木訥生寄書ニ因リ、世間通常ノ戯談雑話ヲ戴セタルニ止リ、敢テ天皇ニ対スルノ意旨アルニ非サル旨」を「反覆弁護」したが（後掲第一審判決書参照）、裁判所はその弁解をうけ入れなかったのである。

下山田の弁解にもあるごとく、問題になった二つの記事は、いずれも投書者の寄書であって下山田の執筆したものではない。にもかかわらず、警察あるいは検察官が、編集人である下山田だけを追求し、執筆者を全く不問に附している点は、当時の法律からみても疑問がある。否、寔に片手落の措置であったとみていい[10][11]。

それはともかく、判決は下山田に対し、刑法第一一七条の不敬罪、第一四一条の官吏侮辱罪[12]、それに新聞紙条例第一三条を併せ適用、刑法第一〇〇条の「数罪倶発[13]」により、その中のもっとも重き一罪の不敬罪のみで量刑を定め、前述のごとく重禁錮一年、罰金二百円加うるに監視十月の刑を言渡したのである。

ところが、この判決にも法律適用の誤りがある。なぜならば、新聞紙条例違反は「数罪倶発ノ例ヲ用ヒス」[14]（明治十四年十二月二十八日太政官布告第七二号第五条）とされているからである。すなわちこの場合、不敬罪と官吏侮辱罪は共に刑法上の罪であるから「数罪倶発」で、その重き一罪の不敬罪のみで量刑を定めるのは妥当であるが、新聞紙条例第一三条違反の方は、それだけで別個の量刑を定むべき筈である。そして両者の量刑が併科されるのである。したがって、この判決が、不敬罪、官吏侮辱罪そして新聞紙条例違反の罪をすべて「数罪倶発」に取扱ったのは、裁判官が前掲明治十四年太政官布告第七二号の規定を見落し、被告に対しては有利の方向で、法律適用の錯誤を犯したものといえる。

この種の錯誤は、当時の他の不敬罪事件の第一審判決についても、いくたびかみられるところである（後掲横田永次事件、鶴見由次郎事件、門野又造事件等参看）。明治十五年刑法は、わが国最初のヨーロッパ式刑法典であり、その施行当初の頃、それまで律系統の刑法（新律綱領、改定律例）のみになじんできた司法官が、新刑法の運用にとまどったことは容易に推察できる。そうした司法官の昏迷には同情の余地はあろう。しかし、それにもかかわらず、余りにも初歩的な法律適用の錯誤が、各地の裁判所の判決の中に頻発していることは、当時の下級裁判所の判検事の中には、法律的知識と素養のかなり低い者が相当数在職していた証拠とはいえるであろう。

ところで、下山田はこの第一審判決を不服として上告、身柄は金五十円の保釈金を積んで釈放された。[15] 上告理由は、不敬罪の件、官吏侮辱の件いずれも事実認定に対する異議の申立であり、また新聞紙条例違反の件は、「獣政府に抗敵」というのみでは「政府の変壊」ではないという論旨で、これまた同様であつた（後掲大審院判決書参照）。大審院では、事実関係の問題は上告理由として採りあげないから、[16] 下山田の上告理由では、被告側の敗訴は最初から明らかである。否、前に述べた第一審判決における法律適用の錯誤が、上告を契機として大審院で是正されるとすれば、上告は却つて被告側に不利益になることに、下山田は気が付かなかつたのであろうか。第一審の担当検察官も「擬律ノ錯誤」を理由に上告すべきであつたにもかかわらず、その点をみのがしているから、被告側がそれに留意しなかつたのは、蓋し止むをえなかつたのかも知れない。

果せる哉、大審院では、被告側の上告理由はすべて「事実判定上ニ対シ徒ラニ不服ヲ唱ヘ、覆審ヲ求ムルニ過キ」ずとされて斥けられ、逆に大審院検事の附帯上告により、[17] 第一審判決が新聞紙条例違反をも「数罪俱発」に取扱つた点が破毀され、[18] あらたに新聞紙条例第一三条違反の件で軽禁錮三年が宣告され、それと不敬罪の刑とが併科される結果になつた（後掲大審院判決書参照）。上告の結果、被告の刑は却つて重くなつたのである。その判決言渡は、上告後一年五ヵ月という異例の長期間を経た明治十六年九月二十五日であつた。[19]

下山田正道は、上告中の明治十五年七月、岡山毎日新聞社の身売りに伴い、退職したというが、[20] 彼の経歴につき、私はほとんど知るところがない。大方の御教示を乞いたい。

（1） 宮武外骨氏によると「明治十五年の春頃より、備前の自由党員が岡山で発行した『岡山毎日新聞』といふのは、反政府論を掲出せしため度々発行停止の行政処分に逢つたので、別に『岡山日日新聞』といふのを願出して許可を得て置き、其停止中の代用に発行する事にして居た」（「明治筆禍史資料・八」・新旧時代第一年八冊・大正十四年・二九頁）といわれている。発行停止の処分をうけた場合、予めそれに備えて認可をうけている代用新聞を発行した例は、他の新聞社にもあり、とくに高知新聞社における高知新聞と土陽新聞の関係は著名である（中島及「高知県新聞史」・「地方別日本新聞史」・昭和三十一年・四二七頁以下、なお、本稿・森田馬太郎事件の註7・本誌前号七六頁参照）。

なお、郡山辰巳氏の「岡山県新聞史」によると、岡山毎日の創刊を「明治十五年七月」としておられるが（前掲地方別新聞史・三六六頁）、下山田の筆禍事件をおこした同紙は「明治十五年三月廿九日刊行第七十八号」（後掲第一審判決書参照）であるから、それから日刊であつたとして逆算すると、同紙の創刊は十五年一月初めの筈である。因みに東大明治新聞雑誌文庫編「新聞雑誌創刊年表」によると、同紙の創刊は「十五年二月」となつている（「東天紅・全」・附録二六頁）。

さらに、岡山の郷土史家岡長平氏の岡山地方における「新聞雑誌の研究」によると、岡山毎日は十四年六月二十八日に「一枚五厘、一ヶ月四銭八厘」で創刊されたとしておられる（「岡山盛衰記」・昭和十二年・七二頁）。十四年六月に創刊されたが、発行停止が相次ぎ、翌十五年三月二十九日にようやく第七十八号を発行したのかも知れない。同紙の創刊日は疑問としておく。

また、岡山日日新聞について、岡氏は『岡山毎日新聞』と同型同内容、詮り、停止を喰つたので、新しく二月廿四日（明治十五年――手塚

註）に更衣した理である。だが、即日停止、やつと許されて二号を四月八日に発行すると、これまた停止、同時に編輯長下山正道は重禁錮一ヶ年、罰金弐百円を申し渡されたので、直ちに廃刊、怨恨は深し、たつた二号新聞」と述べておられる（前掲書・八一頁）。しかし、筆禍事件がおきたのは「明治十五年四月一日岡山日日新聞第四号」（後掲第一審判決書参照）であるから、岡氏の説明には疑問がある。「下山正道」は、いうまでもなく下山田正道の誤りである。

（2）新聞紙条例その他の法令による処分を予想し、名目的な編集人を立てることは、当時多くの新聞社が採つていた常套手段であつた。すなわち編集人の地位の形骸化、「わら人形化」である（奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説・5」・法律時報 昭和四十二年八月号・七八頁）。満二十歳に達したばかりの下山田は、そうした意味での編集人であつたと思われる。

（3）本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌前号七七頁参照。

（4）当時の岡山県では、県令高崎五六が警察を通して、自由民権運動家の新聞、集会にはげしい弾圧を行い、このことは全国的に著名であつた。この函右日報の社説は、そうした取締りの行き過ぎを非難したものである。

（5）萩田梢村「静岡県新聞史」・前掲地方別新聞史・二四八頁。

（6）明治十五年四月二十日・朝野新聞、四月二十二日・茨城日日新聞の記事も、これと大同小異である。四月十四日・日本立憲政党新聞、四月二十一日・東京日日新聞の記事では、「下山田」が「山田」と誤記されている。

（7）この二篇共に、岡山日日新聞の記事のように述べているのは、正確ではない。本文で述べたごとく、三月二十九日の分は、岡山毎日新聞の記事だからである。

（8）新聞紙条例（明治八年六月二十八日・太政官布告第一一一号）第一三条　政府ヲ変壊シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントスル者ハ禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス（下略）

そして明治十五年刑法施行後は、従来の法令による「禁獄鎖錮十一日以上五年以下」は「軽禁錮」に置き代えられた（明治十四年十二月二十八日・太政官布告第八一号第一条）。

（9）この新聞の正確な発行日はわからないが、下山田の筆禍事件を起した同紙が三月二十九日・第七八号であるから、当時の同紙が順調に日刊をつづけていたとすれば、第六八号は三月十九日号の筈である。

（10）新聞紙条例第七条　紙中若クハ巻中載スル所、第十二条以下ノ禁ヲ犯シ若クハ讒謗律ヲ犯シタル時ハ編集人首ヲ以テ論シ、筆者ハ従ヲ以テ論ス、持主若クハ社主情ヲ知ル者ハ、編輯署名ノ人ト同ク論ス

そして「第十二条以下ノ禁」とあるは、次の規定である。

第十二条　新聞紙若クハ雑誌雑報ニ於テ人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ犯ス者ト同罪、其教唆ニ止マル者ハ禁獄五日以上三年以下罰金十円以上五百円以下ヲ科ス

其教唆シテ兇衆ヲ煽起シ或ハ官ニ強逼セシメタル者ハ、犯ス者ノ首ト同ク論ス、其教唆ニ止マル者ハ罪前ニ同シ

第十三条　註8・参照。

第十四条　成法ヲ誹毀シテ国民法ニ遵フノ義ヲ乱リ及顕ハニ刑律ニ触レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ為ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五円以上百円以下ヲ科ス

第十五条　裁判所ノ断獄、下調ニ係リ未タ公判ニ付セサル者ヲ載スルコトヲ得ス、及裁判官審判ノ議事ヲ載スルコトヲ得ス犯ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金百円以上五百円以下ヲ科ス

第十六条　院省使庁ノ許可ヲ経スシテ上書建白ヲ載スルコトヲ得ス犯ス者ハ罰前条ニ同シ

これらの条文にみえている「禁獄」はすべて「軽禁錮」に換刑されて

いたことは、前述の通りである（註8・参照）。すなわち、新聞紙条例第一二条乃至第一六条違反の場合は（讒謗律は明治十五年刑法の施行により失効していたから、ここでは問題外である）、同条例第七条により、編集人を「首」、執筆者を「従」として処罰する立前である。下山田事件の場合、新聞紙条例第一三条違反と認定されたのであるから、正に前上の場合に該当する。

また、下山田事件の他の二件すなわち不敬罪と官吏侮辱罪の場合は、とくに筆者よりも編集人を重く罰する規定を欠くから、両者を共犯とみるか、あるいは寧ろ執筆者を「首」、編集人を「従」とみるべきである。しかし新聞紙条例第七条に「讒謗律ヲ犯シタル時ハ云々」とあることを、不敬罪、官吏侮辱罪の場合に類推するとすれば、編集人が「首」、執筆者が「従」として処罰さるべきである。

これらの場合、いずれにもせよ編集人のみを処罰し、筆者を不問に附すべき根拠は全くみあたらない。下山田事件と同様に新聞記事による不敬罪事件は他にもあるが、その事件では、編集人、執筆者共に処罰されている（後掲鶴見由次郎事件参看）。それが法律的には正しい措置である。にもかかわらず、下山田事件において、編集人のみが処罰され、警察官並に検察官が執筆者を不問に附している点は、全く理解に苦しむ。

因みに明治十六年四月十六日の改正新聞紙条例（太政官布告第一二号）では、その第一八条に「新聞紙ニ記載シタル事項ニ関スル犯罪ハ持主編輯人印刷人及ヒ筆者訳者ハ共犯ヲ以テ論ス」というあたらしい規定が設けられた。

(11) すでに本文で述べたごとく、筆禍事件を生じた岡山毎日の記事の執筆者は「津山多礼太郎」、岡山日日のそれは「浅口郡木訥生」である。この署名が、実名か変名かは明らかでないが、もしも変名であつたとすれば、次の新聞紙条例の規定にふれる。

第八条　新聞紙及雑誌雑報ノ筆者ハ（投書者ハ筆者ヲ以テ例ス）尋常ノ瑣事ヲ除クノ外凡ソ内外国事、理財、人情、時態、学術、法教、議論及事、官民ノ権利ニ係ル者ハ皆其姓名住所ヲ著スヘシ

筆者、変名ヲ用ヒタル時ハ、禁獄三十日罰金十円ヲ科ス。他人ノ名ヲ仮托スル者ハ、禁獄七十日罰金二十円ヲ科ス（二罰併セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ）

執筆者に対し、この点の追求が行われた形跡もない。

(12) 刑法第一四一条　官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一日以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

其目前ニ非スト雖トモ刊行ノ文書図画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

(13) 刑法第一〇〇条　重罪軽罪ヲ犯シ判決ヲ経ス二罪以上倶ニ発シタル時ハ一ノ重キニ従テ処断ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト為シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト為ス軽罪ノ刑ハ其所犯情状最重キ者ニ従テ処断ス

(14) 明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号

明治十五年一月一日ヨリ刑法施行候ニ付法律規則中罰則ニ係ルモノハ左ノ例ニ照シテ処断スヘシ

第一条――第四条　略

第五条　法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重数罪倶発ノ例ヲ用ヒス

第六条――第七条　略

すなわち、刑法以外の法律規則の併合罪、刑法と他の法律規則との併合罪は、刑法第一〇〇条の吸収主義を採らず（註13・参照）、併科主義を採つているのである。

(15) 明治十五年四月十五日・郵便報知新聞。なお、上告中の保釈については、本稿・森田馬太郎事件の註17・本誌前号七七頁参照。

(16) 本稿・坂崎賦事件の註15・本誌前号八四頁参照。

(17) 治罪法第四一三条　上告ノ対手人ハ大審院ノ判決アルマテ何時ニテモ附帯ノ上告ヲ為スコトヲ得
大審院検事長モ亦附帯ノ上告ヲ為スコトヲ得

(18) 他の不敬罪事件の第一審判決において、これと同じ法律適用の誤りがあり、しかも被告、検事共に上告しなかったので、その誤りのまま判決が確定、それがため、始審裁判所長並に関係判検事が更迭された例がある（後掲横田永次事件・本誌六二頁参照、なお、後掲鶴見由次郎事件参看）。しかし、この岡山始審裁判所の場合、所長判事小林藹は十六年二月まで、検事友野信平は十九年九月までそれぞれ在職しているから（前掲司法沿革誌・七二九頁、七三二頁）。この二人については、下山田事件による懲戒的人事異動はなかったものとみていい。この事件はたまたま被告が上告したため、第一審の誤りが大審院で是正される機会が与えられたためかも知れない。ただ、下山田事件の裁判長判事補嶋田栄次郎は、この裁判の直後、岡山始審裁判所を去っているが（明治十五年五月「官員録」・一九二枚表の岡山始審裁判所の項に、その氏名なし。退職か転任かは不明）、この辞任が下山田事件の判決と関係があるのかどうか、疑問としておく。

(19) 明治十六年十月九日・朝野新聞、十月十日・郵便報知新聞は、共に大審院判決の結果を簡単に報道している。

(20) 明治十五年七月十四日・郵便報知新聞によると、岡山毎日は財政難から身売し、その際、社長福井孝治、編集人下山田正道は共に退いたと伝えている。なお、岡長平氏は「官権の旨を含むで杉山岩三郎氏が金主となり、四千円にて『岡山毎日新聞』を買収し『岡山新報』と改称なした。八月十六日創刊……本局西中山下九五『岡山毎日新聞』の跡」と述べておられる（前掲盛衰記・八四頁――八五頁）。

前註

(1) 第一審判決書は、明治十五年四月十三日・山陽新報・四月二十五日・函右日報所載のものによる。後者には二、三の誤字、脱字がある。なお、現在の岡山地方検察庁には、この事件の判決正本は保管されていない。戦災のためである。

(2) 大審院判決書は、明治十六年十月四日・山陽新報所載のものによる。

裁判言渡

岡山県岡山区西中山下
岡山日日新聞編輯長
下山田　正道

岡山軽罪裁判所ニ於テ被告下山田正道ハ伊藤参議ノ職務ヲ辱侮（ママ）シ天皇ニ対シ不敬且新聞紙条例ニ違犯セシ事件検察官ノ公訴ニ因リ審問ヲ遂ル処被告正道ニ於テハ明治十五年三月廿九日刊行第七十八号岡山毎日新聞雑録欄ヘ官費ノ脱走又明治十五年四月一日岡山日々新聞第四号雑録欄内ヘ猛獣ノ話ト云フ題ヲ掲ゲ云々摘発公布セシハ相違ナキモ其官費ノ脱走云々ハ之レ全ク伊藤参議ノ職ニ対シ侮辱シタル者ニ非ス只津山多礼太郎ノ投書ニ因テ又猛獣ノ話云々ハ浅口郡木訥生寄書ニ因リ世間通常ノ戯談雑話ヲ載セタルニ止リ敢テ天皇ニ対スルノ意旨アルニ非サル旨反覆弁護スト雖其全文ノ要領ヲ挙クルニ一文ナシニ脱走セシ者アルハ已ニ之ヲ聞ケリ未タ官費ヲ以テ脱走セシモノヲ聞カサルナリ今茲ニ一疋ノ官費ヲ以テ脱走シタル妖物アリコハ何故ニ官費ヲ以テ脱走シタリト云フニ

兼テ此妖物ハ利口ナル奴原(ママ)ニテ随分内ニ居テハ言フコトモ通ルト言所謂お歯利ナル奴原(ママ)ナレバ人々モ此奴ハ早ク打倒セ殴キ殺セト言フ程ナリシガ自分ニモ些トハ怖シクナリシモノト見ヘ此頃大数ノ旅費ヲ奪タノカ与ヘラレタカ云々其官費ト云フハ吾々ガ絞リ取ラレタル血ノ出ルヨウナル金ニシテ其員数ハ先ツ日本国ニ乏シクツテナラヌ金貨六百十四円銀貨千二百五十一円洋銀二千三百九弗此レガ遁ケ出シタル親玉ノ旅費ニシテ其友廻(ママ)リノ脱走入用ハ金貨二千三百二十六円五十銭銀貨四万五千九百三十一円五十銭洋銀壱万千七百八十一弗ナリトナント驚クベキ大惣ノ員数ナラズヤ云々トアリ然シテ右ノ金額種類ハ前キニ同社刊行第六十八号新聞雑報欄内第一項伊藤参議洋行旅費金ヲ掲ケタル員数ニ纔カ拾銭ノ差アル他ノ員数及金員ノ種類等尽ク之ニ照符スルヲ以テ視レバ暗ニ仝参議カ洋行ノ職務ニ対シ悪ロシタルノ証憑判然タリ被告ハ如斯所為アル而已ナラズ又一層悪ムベキ罪ヲ犯スニ至レリ右ハ岡山日日新聞第四号雑録欄ヘ猛獣ノ話ト云フ奇怪ノ文ヲ掲ケ恐多クモ天皇陛下ニ対シ奉リ不敬ノ所為ニ及ビタリ其要領ハ或ル山奥ニ一頭ノ猛獣棲ミ居ケリ此ノ獣ハ其力ノ猛ケク荒キ事山中ニ冠タリ故ニ一山ノ獣王タルコト殆ンド二千五百有余年ニシテ其子孫連綿トシテ百廿余代迄モ伝ハレリトカヤ云々彼レカ膏血ヲ絞リ尽シテ勝手気儘ニ使用センニハト云フニアリ然リ而シテ此姦策ヲ行ハンニハ充分ニ彼レカ団結ヲ妨ゲザル可カラズト獣臣ニ命ジテ此ノ事ヲ奉行セシメタリ云々爾来星霜ヲ経テ十余年ニ至リ辛抱強キ細獣モ最早耐エ兼ネ云々此抑壓ニ耐ユ可ケンヤト各々其志ヲ合セ力ヲ全フシテ此獣制府(ママ)ニ抗敵セントス其数三千五百万人云々ヲ掲載シタルハ則我国皇統連綿トシテ今上皇ニ至ル正ニ百余代ナリ然シテ獣王ト云或ハ獣臣ニ命ジ其他種々悪ロヲ載セシハ隠然天皇ニ対シ奉リ不敬ヲ為セシ者ナリト信認ス因テ伊藤参議洋行ノ職務ニ対シ侮辱シタルハ刑法第百四十一条第二項天皇ニ対シ不敬ヲ加ヘタルハ第百十七条政府ヲ変壊セントスルノ論ヲ載セタルハ新聞紙条例第十三条ノ罪ヲ併セ犯シタル者トス之ヲ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第百十七条ニ依リ重禁錮一年ノ刑ニ処シ仍ホ罰金二百円ヲ附加スル者也

但第百二十条ニ依リ十月ノ監視ニ付ス

明治十五年四月十一日岡山軽罪裁判所ニ於テ検事友野信平立会ノ上言渡ス

判事補　嶋田栄次郎

書記　山本　芳治

宣　告　書（この言葉は手塚が補充した）

岡山県岡山区西中山下　岡山日日新聞編集長

下山田　正道

明治十五年四月

二十年四月

右正道カ被告事件ニ付明治十五年四月十一日岡山軽罪裁判所ニ於テ被告ハ明治十五年三月二十九日刊行第七十八号岡山毎日新聞雑報欄内ヘ官費ノ脱走ト云フ題ヲ掲ケ暗ニ伊藤参議カ洋行ノ職務ニ

対シ侮辱シ又明治十五年四月一日岡山日日新聞第四号雑報欄内ヘ猛獣ノ話ト題シ種々奇怪ノ文ヲ掲ケ隠然天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為及ヒ政府ヲ変壊セントスルノ論ヲ載セ公布シタルハ刑法第百四十一条第二項同第百十七条及ヒ新聞紙条例第十三条ノ罪ヲ併セ犯シタル者ト認定シ之ヲ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第百十七条ニ依リ重禁錮一年ノ刑ニ処シ仍ホ罰金二百円ヲ附加ス但第百十二条ニ依リ十月ノ監視ニ付スト言渡シタル裁判ニ対シ被告正道ハ之ヲ不当ナリトシ上告ヲ為スノ要領ハ官費ノ脱走云々是全ク伊藤参議ノ職務ニ対シ侮辱シタル者ニアラス今回伊藤参議洋行ノ如キハ諸新聞カ報道スル処一ナラス果シテ其職務ニ就テノ洋行カ然ラサルカモ判知シ難ク且之ヲ登録スルノ際ニ於テ伊藤参議カ洋行ノ事ヲ悪口シタルモノト信セス唯津山多礼太郎ノ投書ヲ採録セシノミナレハ一概ニ其職務ニ対シ侮辱セシモノト云フ可カラス又猛獣ノ話ト題スル篇ハ浅口郡木訥生ノ投寄ニ係ル者ニシテ斯ノ如キ奇戯ノ話ハ従来刻本ニ異獣物語又ハ怪獣奇談ナト称シ往々有之該寄書モ畢竟是等ノ話ヲ抜記セシモノト信シタルモノナリ固ヨリ其文面上天皇陛下ヲ指名シ奉リタルニモアラス何ヲ以テ不敬ノ所為アリトセン仮リニ之レニ認定セラルヽモ前陳ノ如ク之ヲ登載スルノ時其情ヲ知ラサルニ於テハ刑法第七十七条ニ依リ不論罪タルヘキモノナル又獣政府ニ抗敵セントス云々ノ文面アルヲ以テ政府ヲ変壊セントスルノ論ヲナスモノト判定セラレタレトモ抑モ抗敵ノ二字ハ未タ変壊ノ意ヲ含蓄セルモノト云フ可カラス且論文ニアラス記文ナリト云ヒ尚上告追申書ヲ以テ前陳ノ旨趣ヲ反覆拡張セリ対手人検事友野信平ハ右上告ノ趣意ニ対シ遂ニ一之ヲ弁駁シ被告犯罪ノ事実ハ明確ニシテ原裁判ハ毫モ破毀ヲ求ムヘキ原由ナシト答弁セリ

大審院検事池上三郎ニ於テハ上告ノ旨趣ハ畢竟原裁判事実ノ判定ニ対シ不服ヲ訴フルニ過キス又上告追申書中論スル処モ悉ク事実ニ止マリ到底上告ノ原由ナキモノト陳述シ且原裁判ハ他ニ一ノ失点アルモノトシ附帯上告ヲ為セリ其要旨ハ原裁判言渡書ヲ閲スルニ被告ハ刑法第百四十一条第二項同第百十七条及ヒ新聞紙条例第十三条ニ該ル可キ数罪ヲ犯シタル者ト判定セシ以上ハ刑法第百条ニ照シ仍ホ明治十四年第七十二号公布ニ依リ刑法第百十七条ノ刑ニ新聞紙条例第十三条ノ刑ヲ併科ス可キモノナルニ単ニ刑法第百十七条ノミ適用シタルハ擬律錯誤ノ裁判ナルヲ以テ之ヲ破毀シ適法ノ判決アランコトヲ望ムト云フニ在リ

仍テ之ヲ審按スルニ被告上告ノ趣意及ヒ追申書中喋々論スル処凡テ事実ニ渉リ畢竟事実裁判官カ法律ニヨリ特任スル処ノ職権ヲ以テ為シタル事実判定上ニ対シ徒ラニ不服ヲ唱ヘ覆審ヲ求ムルニ過キサレハ治罪法第四百十条各項ノ定規ニ適合セサル上告ニシテ到底該趣旨ハ総テ相立サルモノトス然リ而シテ本院検事附帯上告論旨ノ如ク原裁判所ハ被告カ所為ハ刑法第百四十一条第二項同第百十七条及ヒ新聞紙条例第十三条ニ該ルヘキ罪ヲ併セ犯シタルモノト判定シ以上ハ刑法第百条及ヒ同第三項ニ照シ同第百四十一条第二項同第百十七条ニ該ルヘキ罪ヲ比較シ一ノ重キ第百十七条ニ従ヒ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加シ同第百二十条ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スベキ

ニ該当シ仍ホ明治十四年第七十二号布告第五条法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ数罪倶発ノ例ヲ用ヒストアルニ拠レハ新聞紙条例第十三条犯罪ノ如キハ刑法第百条ノ管理スヘキモノニ非ス之ヲ併科スヘキモノナリ然ルニ原裁判官カ刑法第百十七条第百四十一条第二項ニ該ル罪ヲ同法第百条ニ依リ一ノ重キ第百十七条ニ依リタルハ相当ナルモ新聞紙条例第十三条ニ該ル罪ヲ併科セサリシハ擬律錯誤ノ裁判ナルヲ以テ治罪法第四百三十一条ニ基キ此一部ヲ破毀シ本院ニ於テ判決スル左ノ如シ

下山田　正道

右ノ理由ナルヲ以テ被告カ所為ハ明治十五年三月四月中ニアルヲ以テ旧新聞条例第十三条ト改正同条例第三十七条ヲ比照シ軽キ旧新聞条例第十三条ニ従ヒ(註)軽禁錮三年ニ処スルモノナリ

大審院ニ於テ検事池上三郎立会宣告ス

裁判長　判事　石井　忠恭
専任判事　黒岩　直方
判事　兵頭　正懿
判事　中島　盛有
判事　土師　経典
書記　味岡　礼質

明治十六年九月廿五日

後註　下山田事件当時の新聞紙条例第一三条（前掲註8・本誌五五頁参照）は、その後改正された。次の通りである。

新聞紙条例（明治十六年四月十六日・太政官布告第一二号）第三七条　政体ヲ変壊シ朝憲ヲ紊乱セントスルノ論説ヲ記載シタル者ハ一年以上三年以下ノ軽禁錮ニ処シ百円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス（下略）。

これが大審院判決当時の現行法であるが、旧法第一三条と比較すると、罰金が附加される点、この方が重い。そこで刑法第三条二項「若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ経サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ軽キニ従テ処断ス」により、軽い旧法が適用されたのである。

○横田永次事件

明治十五年四月十三日・日進新聞(1)（盛岡）所載の雑報「村夫子ノ奇談」の内容が不敬にわたるものとみなされ、編集人横田永次が不敬罪に問われた事件である。同年五月十七日・東京日日新聞は、この件を次のように報じている(2)。

日進新聞の前編集長横田永次氏は、去る四月十三日の紙上に村夫子の奇談と題したる一編は、暗に天皇陛下に対し不敬の所為あるものと確認するに付き、重禁錮四月に処し罰金二十五円を附加し六月の監視に付する旨を、去る八日、盛岡軽罪裁判所に於て申渡されたり。

問題になつた雑報記事の全貌は、現在、前掲日進新聞が、私の知る限りに於てどこにも所蔵されていないので、残念ながらわからない。しかし、判決書に引用されている断片を綴り合せてみると，村夫子は「学ナク識ナク才能ナキ」「圧制勝手気儘」な人で「弟子三千五百万各其租税ヲ納メ云々」「群弟子ニ令シ今ヨリ向フ十ケ年ニ及ヒ汝子弟ノ希望スル良制ヲ行ハン云々」と述べた論旨が、問題にされたことだけはわかる。そして前段の個所が暗に天皇を侮辱した

ものとみなされ刑法第一一七条の不敬罪、後段の個所が明治十四年の国会開設の詔勅に対する誹謗とみなされ新聞紙条例第一四条違反の成法誹毀罪[3]として公訴されたのである（後掲判決書参照）。この事件は、警部田鎖義孝の告発[4]によつて採りあげられ、予審を経て公判に及んだのであるが（後掲判決書参照）、予審が行われたことは、担当検察官が予審の省略を適当とは判断しなかつたことを意味する。[5]問題になつた新聞の発行が四月十三日、判決言渡は五月八日、その二十五日間に予審が行われた筈であるが、担当予審判事名その他くわしいことは一切わからない。判決の結果は、前掲東京日日新聞の記事にもあるごとく重禁錮四月罰金二十五円監視六月であつたが、他の同種の不敬罪事件のそれと比較すると、著しく軽いことがめだつ。因みに、裁判長は判事補中根貞友、立会検察官は検事補鶴牧分造であつた。

ところで、この裁判については、疑問点が二つある。

その一つは、編集人の横田のみが処罰され、実際の筆者は不問に付されている点である。その記事に筆者の署名があつたかどうかは明らかでないが、判決書によると、横田は「雑報欄内ニ村夫子ノ奇談ト題セル一章ヲ掲載シタルハ当時社務ノ繁忙ニ紛レ単ニ村夫子ノ事ニ関シタルモノト軽々看過シタルニ依ル云々」と弁解しており、それに対する判決の見解は「記者タル者ニ於テ心付カサルノ道理アルヘカラス云々」とあるが（後掲判決書参照）、要するに被告は筆者が別人であることを申立てており、裁判所もそのことは肯定していたものと思われる。すでに前掲下山田事件において詳述したごとく、新聞紙条例違反の場合は、編集人が「首」筆者が「従」として論ぜられるべきであり（第七条）、また不敬罪についても、編集人、筆者の双方共に処罰の対象にするべき筈である。[6]それにもかかわらず、編集人の横田のみを公訴し、筆者を不問に付した警察官並に検察官の措置は、適切を欠いていたものといわねばならない。

その二は、判決書の冒頭に「被告カ天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為及ヒ成法ヲ誹毀シタル事件公訴アルニ依リ云々」とあるごとく、公訴事実は二件であつたにもかかわらず、判決の結果では「成法誹毀」の件に全くふれていない点である（後掲判決書参照）。判決書に「群弟子ニ令シ今ヨリ向フ十ケ年ニ及ヒ汝子弟ノ希望スル良制ヲ行ハントアルハ暗ニ明治十四年十月十二日ノ勅諭ニ比シタルコト一見以テ知ルヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ」とあるから、裁判所も勅諭の誹毀の事実をみとめたことは明らかである。それにもかかわらず、判決の結果に「成法誹毀」の件が消えているのは、なぜか。裁判所の見解は、勅諭誹毀の事実は、新聞紙条例の「成法誹毀」ではなく、これも刑法第一一七条の不敬行為と考えたのか、あるいはまた、新聞紙条例第一四条違反（成法誹毀）と刑法第一一七条違反を、刑法上の二罪俱発とし、その重き一罪の不敬罪を以てのみ処罰することを（刑法第一〇〇条）[7]、当然と考えたのか、いずれかであつたにちがいない。そのいずれの見解であつたにもせよ、その次第は判決書の中に明記すべき筈であり、それを欠く判決は、不備の非難を免れない。前掲下山田事件の第一審判決の例によれば、盛岡軽罪裁判所は、後者の見解に従い、余りにも当然のこととして明記を怠つたものと推察される。

しかし、判決書にそうした明記を欠くことは、結果的には検事の

公訴の中の一件が、裁判所により全く無視されたわけであるから、検事は「裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ為サス」かまたは「擬律ノ錯誤」を理由に(8)(治罪法第四一〇条第七号第十号)、上告すべきであつたといえる。ところが、検事は上告せず、被告もまた上告しなかつたので(9)、本件は第一審判決がそのまま確定した(10)。

前述のごとく、盛岡軽罪裁判所の判決において、新聞紙条例の罪と刑法上の罪を、刑法における「二罪俱発」として処理したとすれば、それは前掲下山田事件の第一審判決についてすでに詳述したごとく、明らかに法律の適用を誤つたものといえる(11)。そして被告、検事共に上告せず、それがため上告期限も空しくすぎ去り、それを是正する機会は失われたが、その後、判決のそうした誤りが、司法部内とくに本省側において発見されることは、決してありうべからざることではない。その後の他の不敬罪事件の第一審判決において、この横田事件のそれと同じ誤りがあり、それがため始審裁判所長はじめ担当判検事が、退職あるいは転任させられた例があるが(後掲鶴見由太郎事件参看)、この盛岡始審裁判所の場合でも、横田事件の判決のため、同じような懲罰的更迭が行われたらしい形跡がある。というのは、この裁判の直後、所長の判事音羽安成は宮城控訴裁判所の末席判事へ、担当裁判長の判事補中根貞友は白河始審裁判所へ、担当検察官の検事補鶴牧分造は東京始審裁判所へ、それぞれ転任しているからである(12)。とくに所長の交代は「司法沿革誌」によると、次の通りである(13)。

盛岡始審裁判所長　音羽安成　明治十五年一月一日
　　同　同　十五年五月十九日

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

同　　工藤則勝　同　同　十五年五月八日
　　同　　十九年五月十日

すなわち音羽所長は五月十九日まで在職したが、後任の工藤所長はそれより以前の五月八日すなわち横田事件判決の日にさかのぼつて発令されたことになる。この交代は、横田事件判決の誤りにもとづく懲罰的人事異動と考えても決して不自然ではなかろう。中根判事補、鶴牧検事補の転任も、同じ意味のものであつたと、私は考えたい。

横田永次は、岩手県南岩手郡本宮村の人、文久元年二月十二日の出生(14)、事件当時は二十歳の青年であつたから、名目上の編集人であつたと思われる(15)。事件前後の動静は明らかでないが、昭和二十二年十二月三十一日、死亡年月場所不明のため除籍されていることから推察すると(16)、事件後みずからその消息を絶つたのかも知れない。彼の経歴につき、大方の御教示を乞う次第である(17)。

(1) 日進新聞は、明治九年八月の創刊、不偏不党をモットーにしていたので、県庁の援助もうけて順調に発表し、十三年以降は日刊で発行されていた(後藤力「岩手県新聞史」・前掲地方別新聞史・二一頁)。

(2) 明治十五年六月二日・朝野新聞の記事もほとんど同じである。また、同年五月二十六日・郵便報知新聞、同月三十日・茨城日日新聞などにも、それよりもさらに簡単な記事があるが、そこでは「横田永次」が「横田永次郎」と誤記されている。

(3) 本稿・下山田正道事件の註10・本誌五五頁参照。

(4) 警部田鎖義孝は、横田事件後の十五年九月、気仙郡長となつた人である(大友常重郎「盛警察署昔話」・岩手の警察昭和二十五年十一月号・三二頁、三三頁)。

(5) 検事の見解で「軽罪ノ現行犯」に限り、予審を省略することができた（治罪法第二〇九条、本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌前号七七頁参照）。横田事件は、前掲下山田事件の場合と同じように、現行犯として処理されたと思われるが、それにもかかわらず予審を省略しなかつたのは、検事が慎重な審理を必要と考えたのであろう。

(6) 本稿・下山田正道事件の註10・11・本誌七五頁・七六頁参照。

(7) 本稿・前掲事件の註13・本誌七六頁参照。

(8) 本稿・坂崎賦事件の註15・本誌前号八四頁参照。

(9) 横田が上告しなかつたのは、それにより却つて刑が重くなることを予想したためか（本稿・下山田正道事件・本誌七四頁参照）、それとも第一審判決の刑が比較的軽いと考えたためか、その辺の事情はわからない。しかし、担当判検事ですら見落した法律適用の錯誤であるから、おそらく被告もそれには気が付かなかつたであろう。とすれば、後者の理由で上告しなかつたと考えるのが妥当ではなかろうか。

(10) 盛岡地方検察庁保管の判決原本には、大審院判決書が添付されていない。したがつて上告はなかつたものとみていい。なお、本稿・大庭成章事件の註12・本誌前号八九頁参照。

(11) 本稿・下山田正道事件・本誌七三頁参照。

(12) 明治十五年七月「官員録」・一七八枚裏、二〇九枚表、一七九枚裏。しかし、後述の所長以外は、正確な転出年月日はわからない。

(13) 前掲司法沿革誌・七九六頁。

(14) 盛岡市役所の除籍謄本による。

(15) 本稿・下山田正道事件の註2・本誌　頁参照。

(16) 前掲除籍謄本による。

(17) 昭和九年八月から十月まで、岩手日報（盛岡）に、上田十郎氏が「操觚界の先輩を偲びて」を連載され、明治時代の岩手出身新聞人数十名の事歴を紹介しておられるが、その中にも横田は洩れているようである（現在、岩手県立図書館所蔵の同新聞に、若干の欠損があるので、断定はできないが）。とすると、横田はとくに著名の記者ではなかつたように思われる。

前註　この判決書は、盛岡地方検察庁保管の判決正本による。

公判言渡書

岩手県陸中国南岩手郡本宮村七十番地
借家士族日進新聞編輯長
被告人　横田　永次
二十年五月

検察官ヨリ被告カ天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為及ヒ成法ヲ誹毀シタル事件公訴アルニ依リ岩手県警部田鎖義孝ノ告発書及予審中ノ調書ヲ朗読セシメ検察官ノ意見及ヒ被告ノ陳述ヲ聴キ裁判ヲ為スコト左ノ如シ

被告ニ於テ明治十五年四月十三日発兄日進新聞第千十三号雑報欄内ニ村夫子ノ奇談ト題セル一章ヲ掲載シタルハ当時社務ノ繁忙ニ紛レ単ニ村夫子ノ事ニ関シタルモノト軽々看過シタルニ依ル今日ニ至リ之ヲ推考スレハ成法ヲ誹毀シタルニ非ルモ天皇陛下ニ対シ不敬ヲ加ヒタル文章ナルコトヲ自覚セリト申立レトモ該文詞ヲ閲スルニ其前段ニ弟子三千五百万各其租税ヲ納メ云云トアルハ則チ陰ニ皇室ヲ指的シタルモノニシテ其末段ニ群弟子ニ令シ今ヨリ向

フ十ケ年ニ及ヒ汝子弟ノ希望スル良制ヲ行ハントアルハ暗ニ明治十四年十月十二日ノ勅諭ニ比シタルコト一見以テ知ルヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ殊ニ学ナク識ナク才能ナキ云云又ハ圧制勝手気儘ノ語ヲ用ヒ批評ヲ下シ或ハ故サラニ圏点ヲ附シタル文辞ニ至ラハ之カ記者タル者ニ於テ心付カサルノ道理アルヘカラス旁故サラニ該一編ヲ掲載シ天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為アルモノト確認ス

此被告事件ヲ刑法ニ照スニ刑法第百十七条天皇三皇々太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアリ刑法第百二十条此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六日以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ依リ重禁錮四月ニ処シ罰金二十五円ヲ附加シ六月ノ監視ニ付ス

検事補鶴牧分造公廷ニ出席ス

盛岡軽罪裁判所

判事補　中根　貞友

書　記　小貫　清成

明治十五年五月八日

○　前島専平（仙平）事件

明治十五年五月十五日夜、静岡県清水町において行われた前島専平の「狡免死して走狗烹る」と題した演説が、不敬罪に問われた事件である。

前島は、静岡県有渡郡古庄村（現在は静岡市古庄）の人、安政五年十二月一日に生れた。[1] 戸籍面では「仙平」となつているから、[2]「専平」は通称であつたと思われる。詳しい経歴はわからないが、明治十四年十二月十日、東海暁鐘新報には、前島が原告になつている次のような静岡裁判所の判決書が載つている。

静岡県駿河国有渡郡中ノ郷村平民石川清吉
外五十一名代同郡古庄村平民　原告　前島　専平
同県同国同郡中ノ郷村平民　被告　漆畑忠四郎

村方入費約定戸行ノ件執行願出ル処被告ニ於テ謂レナキ苦情申立ルト雖モ採用シ難キニ依リ身代限ヲ以テ済方申付ル

但許訟入費ハ被告ヨリ償却スヘシ

明治十四年十二月七日

これは村方入費の請求訴訟の判決であるが、わずか二十三歳の青年前島が、村方の代表になつていることは、彼がその地方の有力者であつたことを物語つている。

他方、前島は自由民権運動を志していたようであり、同年十二月下旬、当時静岡に滞在していた山梨の自由民権運動家阪本清策[3]と組んで、静岡で演説会を開いた。この演説会は、演題と警察署へ届出る段階から悶着があつた。十二月二十二日・函右日報は、次のごとく伝えている。

阪本清策と云へる人が、政談演説をせばやと「大臣参議ノ責任、静岡警察署諸君ニ忠告ス、国法ハ奉戴ス可シ、修身ハ治国ノ

基と」の四題にて、会主前島専平と云へる人より来る廿四日、紺屋町巴座にて開場せんと届け出たれど、第一第二の両題は認可せられざれば、[4]阪本氏は山本警部（九等警部、政常――手塚註）[5]に面会して其理由を質問せしかど、理由は示されざるよしに聞けり。

また、同月二十四日、東海暁鐘新報は、この演説会について、次のように報じている。

今明日の両夕、本地紺屋町の巴座に開かるゝ所の政談演説会の弁士阪本清策、前島専平の両氏は、頗ぶる四筵を驚かす雄弁の聞へあれば、聴衆座外に溢るゝの盛大なる、敝社員們が演説の遠く及ぶ所にあらざるべし。但恐る敝社同姓の先生座せば、紛らはしさに、人々が過まつて又中止でもくつては、半札にもならぬからと躊躇して、扣へもしたらお気の毒さま、見たやうなとは、他の疝気と頭痛に病む、大きに不要と云はれるだろふか。

ここに「同姓の先生」とあるは、当時、静岡において著名の自由民権運動家、東海暁鐘新報の社長前島豊太郎[6]である。この記事から推測すると、前島専平は、前島豊太郎一派とは別派行動を採つていたようである。この演説会の演題の一部が警察から認可されなかつたことは、前に述べた。それがため、演題を変更し、前島は「天ニロナシ人ヲ以テ云ハシムル」「告婦女子」、阪本は「警察論」「死シテ後チ止マン」「置兵ノ目的」「修身ハ治国ノ基ト」などの演題を予定した。[7]ところが、第一日目すなわち二十四日、前島の演説はなにごともなく終つたが、次の阪本の演説の途中で、臨検警察官から中止命令をうけ、演説会は混乱した。その模様を、翌二十五日・函右日報は、次のごとく報じている。

昨夜紺屋町巴座の政談演説は、第一に前島専平氏の演説は何なく済み、阪本清策氏の演説中途にして、監臨の警部より中止解散を申し付られて、[8]直ちに警察署へ拘引されたり。監臨の警部は、富沢六等警部（終吉――手塚註）[9]に高木十等警部（光久――手塚註）、外に巡査一名、聴衆は未初めなりしか、僅か百四五十名に過ぎざりしと。

かくして拘留された阪本は、前島の申請で釈放されたが、[10]同月二十七日、静岡県令から県下において三カ月間の演説禁止の命をうけた。[11]阪本はこれにより静岡から立ち去つたものと思われる。

その後約五カ月、前島の動静は明らかでない。そして十五年五月中旬、前島は小林信吉[12]と組み、清水において演説会を開いた。この演説会で、こんどは前島の舌禍事件が起つたのである。五月十九日、静岡新聞は、この事件を次のように報じている。

小林信吉、前島専平両氏が、清水町芳村亭にて去十三日より三日間、政談演説会を催され、初二日間は無事閉会せしが、三日目なる去十五日の夜、前島氏は「狡免死して走狗烹る」といふ題にて漸次説出したるに、稍中ごろに至りては言語過激に流れ、聴衆の中よりも頻りに注意〳〵と呼れ、小林氏も後の小陰にて聞くに得堪ず、冷汗を流し、これも余程注意せしなれど、演者は臆する色なく尚滔々と弁じ居たりしにぞ、忽ち臨監の警部より中止、全会を解散せしめられ、翌十六日、江尻警察署にて一応取調べの上、一昨日、当井の宮監獄署に拘留され、昨日は当軽罪裁判所に

てお調ありしとぞ、畢竟かゝる徒は如何なることが乗興に触るゝや、夫を知らずしてウカと演説するものなれば、その精神に於ては、決して乗興を犯さんとせしものにはあらざるべし。故に判官に於ても夫等に注意ありて、酌量されたきなりといふ人あり。

この記事は、前島に同情的である「軽罪裁判所にてお調」とあるは、検事の取調であろう。そして検事は、事件を現行犯として取扱い、予審を省略、直ちに公判を請求したと思われる(13)(治罪法第二〇九条)。事件発生後、わずか十一日で判決が言渡され、その間、予審が行われる時間的余裕はなかつたものと推察されるからである(14)。

前島の演説で、問題になつた個所は「明治皇帝陛下ハ……国会ハ明治二十三年ヲ期シテ開クゾヨトノ勅諭ヲ垂レサセ給ヘリ」「遅クトモ明治十六年ニハ開ケルノデアル其レヲ斯ノ如ク二十三年ノ遠キニ延ハシタルハ何人ノ仕業ナル歟恐クハ皇帝陛下ノ叡慮ヨリ出テタルモノニハアラザルベシ」「皇帝陛下ノ妨ケヲ為スモノアリト思考ス」と述べた点である。前島は、世の中の「急進軽忽」の者の中には「此様ナコトヲ云フモノアルガ在テハナラヌゾト言ハン」とした際、演説中止になつたものと弁解したが、裁判所はそれをみとめなかつたのである(後掲判決書参照)。

判決の言渡は、同月二十六日であつた。裁判長は、判事松岡康孝、立会検事は高津雄介である。五月三十日、時事新報は、

岳南自由党員前島専平氏は、先般駿州清水港の劇場にて演説せし節、言、乗興に触れたるを以て、去る廿六日、静岡軽罪裁判所に於て、重禁錮三ヶ月罰金二十円監視六月を申渡されたり。

と報じている。前島がこの判決に服罪したか、それとも上告したか、その辺の事情は明らかでない。比較的軽い刑であつたから、おそらく上告しなかつたと推定されるが、なお後考に待ちたい。

前島の出獄後の動静も、残念ながら明らかでないが、彼は明治二十八年七月六日に逝去した(15)。享年三十六歳である。

(1)(2) 静岡市役所の除籍謄本による。

(3) 明治十四年九月二十八日・函右日報は、阪本清策は「山梨県下に於て劇烈演説の称誉ありし」「十八歳の少年」で「去年中、山梨県下に於て、日本国の富且強なるを欲せば、大臣参議十二名勇退す可しと論じ、遂に一年間、同県下に於て政談演説禁止を申付られ」「今般私用ありて豆州下田に往来の途次」に静岡へ立寄つたと、報している。

(4) 集会条例第一条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ開会三日前ニ講談論議ノ事項講談論議スル人ノ姓名住所会同ノ場所年月日ヲ詳記シ其会主又ハ会長幹事等ヨリ管轄ノ警察署ニ届出テ其認可ヲ受クヘシ

この規定により、演説会の演題は警察の認可事項であつた。

(5) 明治十四年九月「官員録」・二三二枚表。

(6) 前島豊太郎は、明治十四年十二月二十三日、静岡裁判所で讒謗律違反に問われ、禁獄三年罰金九百円の宣告をうけた。同年十月八日、静岡小川座において行つた演説「事物変遷論」の中に「乗興ヲ讒謗スル」言葉があつたとされたからである。本文に引用した十二月二十四日・東海暁鐘新報の記事の中に「又中止でもくつては云々」とあるのは、この小川座の演説が中止されたことを指すのである。この前島の舌禍事件については、拙稿「讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例——明治法制史料拾遺(4)——」・本誌第四二巻一一号七四頁以下参照。

(7) 明治十四年十二月二十四日・函右日報。

(8) 集会条例第六条による解散である。本稿・森田馬太郎事件の註10・本誌前号七六頁参照。
(9) 前掲官員録・二三三枚表裏。
(10) 明治十四年十二月二十七日・函右日報。
(11) 明治十四年十二月二十八日・東海暁鐘新報。地方長官の演説禁止については、本稿・森田馬太郎事件の註12・本誌前号七六頁参照。
(12) 小林信吉は後ちの東海暁鐘新報の編集人であるが、その経歴について、私は全く知るところがない。大方の御教示を乞う次第である。
(13) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌前号七七頁参照。
(14) 後掲判決書の中に、「予審云々」の文言がみえていないことも、その傍証である。
(15) 前掲除籍謄本による。

前註 この判決書は、明治十五年五月二十九日・函右日報所載のものによる。因みに現在の静岡地方検察庁には、この事件の判決正本は保管されていない。戦災をうけたためである。

裁判言渡書(註1)

静岡県駿河国有渡郡古庄村三十七番地
平民当今静岡呉服町一丁目九番寄留
前島　専平
当廿三年五ケ月

右之者儀天皇ニ対シ不敬ノ所為アル事件ノ公訴ニ付審問ヲ遂クル(註2)処被告前島専平ハ明治十五年五月十六日夜駿河国有渡郡清水町人寄席ニ於テ為シタル政談演説ニ吾明治皇帝陛下ハ畏クモ客歳十月中国会ハ明治二十三年ヲ期シテ開クゾヨトノ勅諭ヲ垂レサセ給ヘリ然ルニ二十三年抔其様ニ永ク遅クトモ明治十六年ニハ開ケルノデアル其レヲ斯ノ如ク二十三年ノ遠キニ延ハシタルハ何人ノ仕業ナル歟恐クハ皇帝陛下ノ叡慮ヨリ出テタルモノニハアラザルベシ乃チ皇帝陛下ノ妨ケヲ為スモノアリト思考ス因テ吾輩ハ二十三年ハ扨テ置キ来ル十六年ニモ開ヒテ欲シ抔ト陳ヘシハ当今急進軽忽ノ徒カ動モスレハ法律ニ触ルヽニ依リ駁撃スベクト存シ自分ノ想像ヲ述ベ此様ナコトヲ云フモノモアルガ在テハナラヌゾト言ハント為シヽガ充分論旨ノ結局ニ至ラスシテ差留メラレタリ自分ハ明治十六年ニ国会開設アランコトヲ希望スルノ念慮アルニアラス且聖詔モアレハ万々早急ヲ争フカ如キコトハ無之旨弁護スト雖モ該演説ノ主意ハ弁護ノ趣ト符合セス仍テ被告人カ吾明治皇帝陛下ハ畏クモ客歳十月中国会ハ明治二十三年ヲ期シテ開クゾヨトノ勅諭ヲ垂レサセ給ヘリ云々恐クハ皇帝陛下ノ叡慮ヨリ出テタルモノニアルマジ云々陳ベタルハ則チ天皇ニ対シ不敬ノ所為アルモノト認定ス是ヲ以テ刑法第百十七条ニ天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ依リ被告前島専平ヲ重禁錮三月ニ処シ罰金二十円ヲ附加シ且刑法第百二十条ニ照シ六月ノ監視ニ附ス者也

静岡軽罪裁判所ニ於テ検事高津雄介立会ノ上言渡ス(註3)
明治十五年五月廿六日

判事　松岡　康孝

書記　高瀬　又雄

註1　前掲函右日報の記事には、この言葉がぬけているが、手塚が補充した。

註2　本文に引用した五月十九日・静岡新聞の記事では「十五日の夜」とある（本誌六五頁参照）。一応、これを信用し、判決書の記事は、函右日報の誤殖と考えたい。

註3　前掲記事には、この「五月」の文字が脱落しているが、手塚が補充した。